

開発研究用設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法44の3、68の20の2）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
	・	・		

特別償却の付表（十一） 平十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の種類	1	44条の3 第( )項 68条の20の2 第( )項		
開発研究用設備の種類等	2			
開発研究用設備の名称	3			
開発研究用設備の明細	4			
取得等年月日	5	平・・	平・・	平・・
事業の用に供した年月日	6	平・・	平・・	平・・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
特別償却率	9	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$	$\frac{50}{100}$
特別償却限度額 (8) × (9)	10	円	円	円
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
特定普通 率法を 対象と する 設備 に お け る 償 却 限 度 額 の 計 算 に 関 する 特 定 事 項	改定取得価額 (8) - (10)	円	円	円
	同上のうち前期末までに 損金の額に算入された償却額			
	差引計 (12) - (13)			
	(耐用年数) 償却率	( 年)	( 年)	( 年)
	改定普通償却限度額 (14) × (15)	円	円	円
開発 研究 の 内 容 等	開発研究の名称	17		
	開発研究の内容	18		
	開発研究の実施予定期間	19	平・・ ~ 平・・	平・・ ~ 平・・
	開発研究の実施場所	20		
その他参考となるべき事項	21			

## 特別償却の付表（十一）の記載の仕方

- 1 この付表（十一）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の3第1項から第3項まで《開発研究用設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3又は第44条の3第4項に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の20の2第1項から第3項まで《開発研究用設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41又は第68条の20の2第4項に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、開発研究用設備の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 2 措置法第44条の3第2項（又は第68条の20の2第2項）の規定により、平成15年3月31以前に終了した各事業年度（又は各連結事業年度）のうち平成15年1月1日から平成15年3月31日までの期間内において取得等をして事業の用に供した開発研究用設備（この付表において当該開発研究用設備と3の開発研究用設備とを「特例対象設備」といいます。）について、平成15年4月1日を含む事業年度（又は連結事業年度）においてこの特別償却の適用を受ける場合には、同日を含む事業年度（又は連結事業年度）において取得等をして事業の用に供した他の開発研究用設備とは、供用年度ごとに用紙を改めて記載してください。
- 3 措置法第44条の3第3項（又は第68条の20の2第3項）の規定の適用を受ける開発研究用設備についても、2と同様に、供用年度ごとに用紙を改めて記載してください。
- 4 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 5 「特別償却の種類1」は、措置法第44条の3第1項から第3項まで又は措置法第68条の20の2第1項から第3項までのいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲み、( )内に該当事項を記載してください。
- 6 「開発研究用設備の種類等2」には、耐用年数省令別表第八に基づき、開発研究用設備の種類及び細目を記載します。
- 7 「開発研究用設備の明細4」には、当該開発研究用設備を専ら開発研究の用に供する旨の明細を記載します。
- 8 「取得価額8」には、開発研究用設備の取得価額を記載します。  
ただし、その開発研究用設備につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 9 「償却・準備金方式の区分11」は、その開発研究用設備につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「特例対象設備について定率法を採用している場合の普通償却限度額の計算」の各欄は、2又は3の特例対象設備につき租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第28条の6第4項第1号（又は第39条の49の2第3項第1号）により普通償却限度額を計算する場合に記載し、「改定普通償却限度額16」の金額を別表十六(二)「19」欄に移記します。
- 11 「開発研究の内容等」の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「開発研究の内容18」には、当該開発研究が措置法令第28条の6第1項に定める試験研究に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載してください。
  - (2) 「開発研究の実施場所20」には、当該開発研究を実施する施設等の名称及びその所在地を記載してください。なお、当該開発研究の実施場所が国内である場合に限りこの特別償却の適用がありますので、注意してください。
- 12 「その他参考となる事項21」には、その資産が開発研究用設備に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。